

# 国民健康保険 後期高齢者医療制度 のお知らせ

## 医療費の限度額適用認定と 食事代の減額申請を！

■70歳未満の国民健康保険加入者  
70歳未満で国民健康保険に加入している人の入院時の医療費は、医療機関に自己負担額を支払ったとき、超えた分の1%を加算。自己負担限度額(別表1)を超えたときは、超えた分が「高額療養費」として後から払い戻されています。しかし、事前に入院時の食事代は1食当たり260円となつていますが、住民税非課税世帯の人は事前に申請をすると食事代が別表2のとおり減額されます。

前に申請して「限度額適用認定」を受けると、支払う医療費の額が自己負担限度額までとなります。また、入院時の食事代は1食当たり260円となつていますが、住民税非課税世帯の人は事前に申請をすると食事代が別表2のとおり減額されます。

■70歳以上の国民健康保険(高齢受給者)と後期高齢者医療制度加入者  
70歳以上で国民健康保険に加入している人(高齢受給者)と75歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人(65歳以上で一定の障害認定を受けている人を含む)の入院時の食事代と医療費の自己負担限度額は、別表2・3のとおりです。ただし、住民税非課税世帯の人は事前に申請して「限度額適用・標準負担額減額認定」を受けると、食事代と医療費の自己負担限度額がそれぞれ住民税課税世帯の額となります。



国民健康保険または後期高齢者医療制度の保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証(持っている人のみ)、印鑑を持参してください。

※後期高齢者医療制度に加入し、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている人には、7月中旬以降に熊本県後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されます。

世帯の人は事前に申請して「限度額適用・標準負担額減額認定」を受けると、食事代と医療費の自己負担限度額がそれぞれ住民税課税世帯の額となります。

### 【申請方法】

いずれも入院する前に、本庁・保険年金課または牛深支所・市民課、その他の支所・市民生活課で申請してください。また、すでに認定を受けている人も7月31日(有効期限が切れます)ので、8月29日(金)までに同課で再度申請してください。なお、申請の際は

※減額の認定はいずれも申請した月の初日になります。入院した翌月に申請した場合、高額療養費はさかのぼって払い戻しを受けることができませんが、食事代は払い戻しを受けられませんので、入院することがわかれば、早めに申請してください。

※詳細は本庁・保険年金課国民健康保険係(内線1133)へお尋ねください。

◆自己負担限度額(月額) ※70歳未満 別表1

住民税課税世帯	上位所得者 <sup>注1</sup>	150,000円(83,400円) <sup>注2</sup>
	一般	80,100円(44,400円) <sup>注3</sup>
住民税非課税世帯		35,400円(24,600円)

注1：上位所得者…基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯。  
注2：医療費が500,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算。  
注3：医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算。  
※( )内の額は、過去12カ月以内に同じ世帯で4回以上の高額療養費の支給を受けたときの4回目以降の額。

◆食事代(1食当たり) 別表2

住民税課税世帯	260円	
住民税非課税世帯	過去12カ月の入院日数が90日までの場合	210円
	過去12カ月の入院日数が90日を超える場合	160円
住民税非課税世帯で、年金や農業などの所得がそれぞれ0円となる世帯の人(高齢受給者・後期高齢者医療制度加入者のみ)		100円

◆自己負担限度額(月額) ※70歳以上 別表3

現役並み所得者〔課税所得145万円以上〕	80,100円(44,400円) <sup>注4</sup>
住民税課税世帯	44,400円
住民税非課税世帯	24,600円
住民税非課税世帯で、年金や農業などの所得がそれぞれ0円となる世帯の人	15,000円

注4：医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算。  
※( )内の額は、過去12カ月以内に同じ世帯で4回以上の高額療養費の支給を受けたときの4回目以降の額。

## 後期高齢者医療制度 保険料の納付方法と納付開始時期

後期高齢者医療制度の加入者で、平成19年9月末現在で国保に加入していた人などの保険料の納付が7月から始まります。今回は、保険料の納付方法と、加入者別の保険料の納付開始時期についてお知らせします。なお、平成20年度分の保険料額が決定しましたので、今月中に同制度加入者の皆さんへ保険料額決定通知書を送付します。

### 納付方法は2種類

保険料を納める方法は、本人の年金受給額などによって、次の2通りに分けられます。

#### A 年金受給額が年額18万円以上の人

##### 《年金から差し引かれます(特別徴収)》

※2カ月ごとに支払われる年金から、2カ月相当分の保険料が差し引かれます(4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月)。

#### B 年金受給額が年額18万円未満の人や、後期高齢者医療制度と介護保険の保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超える人

##### 《納付書や口座振替で納付(普通徴収)》

※今年度は7期に分けて、納付書や口座振替で納めることに

なります(7月・8月・9月・10月・11月・12月・来年1月)。

### 納付開始時期

保険料の納付開始時期は、後期高齢者医療制度に加入する前の健康保険の種類などによって、次のとおりとなります。

#### 平成19年9月末現在で国保に加入していた人

Aは4月から。Bは7月から。

#### 国保以外の健康保険の被保険者だった人や、平成19年10月以降に75歳になり国保に加入していた人

Aは7月から(ただし、7月から9月までは普通徴収、10月から特別徴収となります)。

Bは7月から。

#### 国保以外の健康保険の被保険者に扶養されていた人

A・Bともに10月から。

※4月から9月までの保険料の負担はありません。

### 【問い合わせ先】

本庁・保険年金課医療係(内線1134)

## 特定疾病療養受療証の変更申請を！

70歳未満の国民健康保険加入者で、特定疾病の認定を受けている人に交付している「特定疾病療養受療証」の有効期限は7月31日までとなっています。

対象者には申請書を送付しますので、期限日の同31日(金)までに本庁・保険年金課または牛深支所・市民課、その他の支所・市民生活課で更新の申請をしてください。なお、古い受療証は細かく切るなどして処分してください。

また、後期高齢者医療制度の加入者で、同制度加入前の健康保険(国民健康保険や社会保険など)で「特定疾病療養受療証」の交付を受けていた人は、新たに同受療証の交付申請が必要です。以前の同受療証のままでは、特定疾病療養受療の適用が受けられません。早めに交付申請をしてください。なお、申請には医師の意見書などが必要な場合があります。詳しいことは、本庁・保険年金課または牛深支所・市民課、その他の支所・市民生活課へお尋ねください。

## 国民健康保険証が新しく変わります！

8月1日から、国民健康保険の保険証(一般・退職・高齢)が新しいものになります。新しい保険証(カード)を郵送しますので、古い保険証は細かく切るなどして処分してください。

保険証の色は、一般が黄緑色、退職が水色、高齢がオレンジ色です。なお、高齢受給者証は所得に応じて負担割合(2割〔平成21年3月31日までは1割〕または3割)を変更していますのでご確認ください。

保険証の有効期限は、いずれも来年7月31日まで。ただし、①退職被保険者で来年7月1日までに65歳になる人は、誕生月の月末まで(ただし、1日生まれの人は誕生日の前日まで) ②来年7月31日までに75歳になる人は、誕生日から後期高齢者医療制度の対象となるため、誕生日の前日までとなります。なお、平成19年度以前の保険料を、特別な理由もなく滞納している人には、有効期限が4カ月と短くなる「短期被保険者証」や、病院にかかったときに医療費がいったん全額自己負担となる「資格証明書」を交付します。対象者には、7月末日までにお知らせします。

【問い合わせ先】本庁・保険年金課国民健康保険係(内線1132)/牛深支所・市民課/その他の支所・市民生活課